⑽　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⑾　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴と同じ。
⑿　一般競争参加資格を有していない者の参加　上記２⑶に掲げる一般競争参加資格を有していない者も上記４⑶により技術提案書等を提供することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒀　詳細は入札説明書による。
６　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Fujisawa Akira, The Obligating Officer Trustee, Shinshu University
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work for Aqua Regeneration Co-Creative Research Center (Tenative Name)
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 13, November 2023 3 : 00 P.M.
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 20, December 2023 3 : 00 P.M. (tenders brought along : 20, December 2023 3 : 00 P.M. or tenders submitted by mail : 20, December 2023 3 : 00 P.M.)
⑹　Contact point for tender documentation : Division of Environment Planning, Shinshu University, 3―1―1 Asahi Matsumoto-shi, Nagano, Japan 390―8621 TEL 0263―37―2149

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

利賀ダム本体建設（第１期）工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和５年10月23日

北陸地方整備局長　遠藤　仁彦

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15
１　工事名　利賀ダム本体建設（第１期）工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
２　工事場所　富山県砺波市利賀村地先
３　工事内容
１）コンクリートダム
堤体掘削工：約217千㎥
コンクリート打設工
：堤体　約264千㎥（先行打設ＢＬ含む）
：減勢工　約16千㎥
基礎処理工：約４千m
仮設備等：１式
２）地盤変動域対策
掘削工：約1,063千㎥
深礎工：10本（内４本掘削のみ）
アンカー工：120本
仮設工等：１式
工期　契約締結日の翌日から1,456日間（冬期間における休工：12月10日から翌年４月５日）
４　申請の時期
令和５年10月23日から令和５年11月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、令和５年11月21日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
５　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、北陸地方整備局ホームページ（http://www.hrr.mlit.go.jp）から入手するものとする。
⑵　申請書の提出方法及び提出場所　申請者は、申請書に次に掲げる書類を持参、郵送（簡易書留に限る。）又は電子メール（電子メールの場合は着信確認を行うこと。）により提出すること。
①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類及び監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できることを記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和５年10月23日付け支出負担行為担当官北陸地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２及び別記様式３と同一であるので、これを使用して作成することができる。
提出場所　〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１－１－１新潟美咲合同庁舎１号館
北陸地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話：025―280―8880（内線2523）
電子メール：84zuiji@hrr.mlit.go.jp
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
６　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年10月３日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和４年10月３日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和４年10月３日付け公示６（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。
①　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点（特定建設工事共同企業体の各構成員は1,200点）以上であること（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点（特定建設工事共同企業体の各構成員は1,200点）以上であること。）。
③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑤　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑦　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和５年10月23日において次の要件を満たすものとする。
①　平成20年度以降に、元請けとして完成した工事で、代表者が次のⓐの要件を満たす工事の施工実績を有し、他の構成員は次のⓑの施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が特定ＪＶにあっては均等割の10分の６以上、経常